

参考資料

2019年答申第2号

2020年1月6日

日本放送協会

会長 上田 良一 殿

インターネット活用業務審査・評価委員会

座長 白山 真一

2019年度（令和元年度）インターネット活用業務実施計画（案）について（答申）

インターネット活用業務審査・評価委員会規程第4条第1項第2号に基づき、2019年諮問第2号（2019年12月26日）をもって諮問された「2019年度（令和元年度）インターネット活用業務実施計画（案）について」について、当委員会の見解を別紙のようにとりまとめたので、答申する。

(別紙)

「2019年度（令和元年度）インターネット活用業務実施計画（案）」に関する
当委員会の見解

日本放送協会（以下「協会」という。）の策定した「2019年度（令和元年度）インターネット活用業務実施計画（案）」（以下「2019年度実施計画（案）」という。）について、適切性の確保の観点からの検討を行い、以下のとおり見解をとりまとめた。

背景

放送法第15条は、公共の福祉のために、国内基幹放送等の放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行うことを、協会の目的と定めている。また、放送法第20条第2項には協会が任意に行うことのできる業務が定められており、インターネット活用業務はその第2号および第3号において規定されている。さらに、放送法第20条第9項は、それらの業務を実施しようとする場合、協会は実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならないと定めている。

協会は、インターネット活用業務の実施にあたって、放送法に則り、実施基準を定めている。また協会は、改正放送法の成立を踏まえ、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信の実施に向けて実施基準の変更を行うべく、「NHKインターネット活用業務実施基準（案）」（以下、「実施基準（案）」という。）の認可申請を行っている。

実施基準（案）において、協会は、「インターネット活用業務は、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する」、「実施計画の策定（中略）にあたっては、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重する」、「毎事業年度の開始前および終了後に、当該年度に実施する、または実施したインターネット活用業務の費用を（中略）規定により整理し、放送法施行規則第32条第6項の様式にしたがって費用明細表を作成する」、「費用明細表のうち、事業年度開始前のもは実施計画において、事業年度終了後のものは財務諸表の説明書において、それぞれ情報開示する」等、定めている。

委員会の検討の視点・関心事項

協会が作成した2019年度実施計画（案）の適切性について検討するにあたり、当委員会は、①「放送法・放送法施行規則等、および実施基準（案）に定められた要件を充たしてい

るか)、②「公共性と市場競争への影響を総合衡量するという考え方を前提に過去の委員会議論を踏まえた検討がなされているか」、③「地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信の開始にあたりサービスの公共性について整理されているか」、という3つの視点・関心事項をもとに検討を行った。

検討結果

実施基準(案)が原案通り認可されることを前提として、公共放送の業務としての適切性を確保する観点から検討した結果、2019年度実施計画(案)については、概ね妥当であると考えられる。

なお、実施基準(案)の認可の際、認可条件の中に実施計画に関わる内容があり、2019年度実施計画(案)の内容に実質的な変更が生じた場合、当委員会は2019年度実施計画(案)の適切性について改めて検討することがある。

各視点・関心事項ごとの検討内容

① 放送法・放送法施行規則等、および実施基準(案)に定められた要件を充たしているか

当委員会の視点・関心事項の1点目「放送法・放送法施行規則等、および実施基準(案)に定められた要件を充たしているか」について、以下の観点から検討を行った。

まず、放送法・放送法施行規則等に定められた要件を充たしているか、確認を行った。実施計画(案)の基本方針において、協会のインターネット活用業務は放送法第15条の目的を達成するために実施することが明記されている。また、インターネット活用業務の種類は放送法第20条第2項第2号および第3号に定められた範囲に留まっている。さらに、放送法施行規則に定められた実施計画の必須記載事項がもれなく記載されていること等、放送法・放送法施行規則等に定められた要件を充たしていることを確認した。

続いて、協会が実施基準(案)において定めている実施計画の要件を充たしているか、確認を行った。実施基準(案)において「実施計画において明らかにする」としている各項目についてはもれなく記載されている。また、業務の実施に要する費用は、実施基準(案)において定めている上限内に収まっている。

② 公共性と市場競争への影響を総合衡量するという考え方を前提に過去の委員会議論を踏まえた検討がなされているか

当委員会の視点・検討事項の2点目「公共性と市場競争への影響を総合衡量するという考え方を前提に過去の委員会議論を踏まえた検討がなされているか」について、以下の観点から検討を行った。

これまで、当委員会は、実施計画において、放送法に掲げられた協会の使命、協会の中長期経営計画、実施計画に記載するインターネット活用業務の基本方針、および個々のインター

ネットサービスが目指す公共性の関係を明らかにし、公共放送事業者として提供すべき公共性について、整理・明確化することを求めてきた。インターネット活用業務の実施によって、実施計画において企図した公共性が発揮できたか、事後的に検証することが可能になると同時に、将来的に競争阻害の可能性が生じた場合においても、サービスの公共性と市場競争への影響について、総合的に衡量することが可能になると考えたからである。

このような観点に基づき、2019年度実施計画（案）について検討を行った。まず、基本方針において、放送法第15条に掲げられた協会の使命、協会が経営計画（2018-2020年度）に掲げた6つの「公共的価値」、インターネット活用業務の実施目的が整理されている。また、2019年度実施計画（案）の本文の各項目において、個々のインターネットサービスを通じてどのような公共的価値の実現を目指すかについても方向性が示されている。従って、2019年度実施計画（案）は、協会のインターネットサービス総体として当初企図した公共性を発揮することができたかについて、事後的な検証が可能な計画になっていると考えられる。

③ 地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信の開始にあたりサービスの公共性について整理されているか

当委員会の視点・関心事項の3点目「地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信の開始にあたりサービスの公共性について整理されているか」について、公共性の明確化や枠組みの再整理がなされているか、受信料制度の趣旨に照らして適切なものとなっているか、という観点から検討を行った。

地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信について、2019年度実施計画（案）では、2020年4月に開始するとしている一方、認証の確実な実施のため、2020年3月1日から試行的に実施するとしている。

2019年度実施計画（案）には、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信の公共性について「正確で迅速なニュースや質の高い多彩な番組を配信することにより、視聴機会の拡大を図り、NHKが追求する6つの「公共的価値」の実現につなげていきます」と記載されている。当委員会は、放送番組をインターネットを通じて提供するこのサービスによって、「正確、公平・公正な情報で貢献」をはじめとする6つの「公共的価値」の実現を企図していると理解した。

また、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信は受信料を財源として提供されるサービスであり、受信料制度を毀損しないために、サービスを提供する際、IDによる認証を行うことが明記されている。それによって、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならない措置がとられていると考えられる。

以上、当委員会の視点・関心事項3点からの検討により、当委員会としては、「2019年度実施計画（案）については、概ね妥当であると考えられる」としたものである。

インターネット活用業務の実施に関する留意事項

2019 年度（令和元年度）インターネット活用業務実施計画（案）に記載された業務の実施にあたっては、以下の点について留意することが望ましい。

- ・ インターネット活用業務全体において、協会の企図した公共性がどのように発揮されたかを事後的に検証する方策について、これまで行ってきた評価からの継続性に留意しつつ、引き続き検討を進めること。また、そのような検証がより実効性を高めていくための方策についても検討すること。
- ・ これまでの評価内容および協会のインターネット活用業務の現状を前提に評価するならば、市場競争等との関わりについて大きな影響は想定されないが、今後も引き続き注視していくこと。
- ・ 実施基準（案）に定めた費用上限を順守し効率的な運用に努めることを前提に、インターネット活用業務の実施にあたっては、公共放送事業者として提供する価値を高めるため、サービスの向上に努めること。

以上